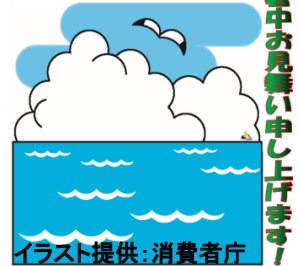


◆先月も多く相談が寄せられました！

7月の相談件数を調べたところ、約1,900件の相談が寄せられました。そのうち、70歳以上の方から寄せられた相談件数は、約250件でした。

「『無料』と思い、クリックすると会員登録になり、費用を請求された」などのアダルトサイトの不当請求や、大手電話会社を名乗る事業者から「今までどおり使えて値段が安くなる」と言われて契約したが、固定電話の設定ができず利用できなくなった」といったような「通信サービス」に関する相談が多く寄せられました。



また、リフォーム事業者から『介護保険の申請をしよう』と言われ、申請を依頼したが、工事は違う事業者へ依頼したところ、手続きに要した費用等を高額請求された」という相談も寄せられました。

高齢者は自宅にすることが多く、親切にされると断りにくく、被害に遭いやすいという特徴があります。契約トラブルでお困りの場合は、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆移動販売事業者からの購入には十分注意しましょう！～物干しざおの高額契約！？～

相談急増中！



「さお竹が『1本千円』と言っていたので、車を呼び止めた。『自宅行って長さを測ります。鉄とステンレスがあり、鉄はコーティングしているだけ』と言われたので、ステンレスを2本頼んだ。金額表は示されず、お金を支払う時に『五万円』と言われ、高かったが怖くて断れず支払った。その後、相手事業者に連絡してもつながらなかった」という相談が寄せられました。

(65歳男性)

消費者が呼び止めて購入した場合、特定商取引法上の「訪問販売」には該当しませんが、このように「1本千円」の商品以外を購入した場合は「アポイントメントセールス」に該当し、クーリング・オフの対象になる場合があります。

相談員からはクーリング・オフの通知を出すよう助言しましたが、電話番号もすでに使われていなかったので、相談者には返金されることは難しいことと警察にも相談するよう助言しました。

トラブルにあったら、すぐに消費者センターへご相談ください。また、脅された場合は警察にも相談するようにしましょう。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

